



平成31年（行ウ）第145号 元号制定差止請求事件

原告 山根二郎 外2名

被告 国

原告ら準備書面(3)

2020年2月17日

東京地方裁判所民事第3部B1係 御中

原告兼原告ら訴訟代理人

弁護士 山 根 二 郎



被告の準備書面(2)に対する反論及び求釈明

第1 「本件政令の制定に処分性はなく、本件政令の制定の無効確認を求める訴えは不適法である」という被告の主張にはまったく根拠がないこと

1 被告が、準備書面(1)及び準備書面(2)をとおして言っていることは、元号の本質を天皇という存在から切り離して、

「元号とは、年の表示方法の一つとしての暦年の称号である」

「国民は、元号、西暦を自由に使い分けることができる」

の2点のみに集約し、これをもって原告らが提起している元号違憲の主張をかわそうとしているが、これは原告ら国民を愚弄したものと言わなければならない。

2 被告の上記回答には、天皇と元号との関係に一切触れられていないどころか、被告は、天皇の存在とはまったく無関係なものとして元号を定義しているのである。しかしながら元号法には「皇位の継承があつた場合に限り改める。」と明記

されているのであって、元号と皇位の継承とが密接不可分な関係にあることは明らかである。そうである以上、元号は「皇位の継承」との関係において元号の本質が定義されなければならないはずであるが、天皇という存在を消去してしまっているところに、被告の答弁の幼稚さ、デタラメさの原因がある。被告は、元号とは何かについて、国家として、国民に真っ向から答えなければならない義務がある。

第2 元号の定義規定が存在しない元号法の違憲・無効

1 被告が、準備書面（2）で、元号法に元号の定義規定がないのは、

「元号の意味について国民に共通の理解があると考えられたからにすぎない。」（4頁）

と言っていることは、それ自体が「元号の定義」が欠落している元号法の違憲・無効性を証明したものとなっている。そして被告が、「元号について国民に共通の理解がある」から元号法に元号の定義規定を設ける必要がなかったのだというのであれば、原告らは、被告が自明のことだと言う「国民の共通の理解」とはいかなるものであるのかを明らかにすることを被告に要求する。

2 なぜなら被告が、元号法に元号の定義規定がないのは「元号の意味について国民に共通の理解があると考えられたからである」と言っていることは、とりもなおさず被告が、元号について国民がいただいている「共通の理解」の内容こそが「元号の意味」の内容をなすものであると言っていることになるからである。したがってこの裁判で、被告が、元号の定義規定が欠落している元号法を補完するものとしての「国民の共通の理解」の内容を明らかにすることなしに、「本件政令の制定に処分性はなく、本件政令の制定の無効確認を求める訴えは不適法である」という被告の主張の当否を、本件裁判所が判断することは不可能である。

よって原告らは、本件裁判所に対し、被告が言っている「元号の意味についての国民の共通の理解」とは何かを被告が明らかにするよう、本件裁判所が被告に

対して求釈明することをここにつよく要求するものである。

第3 被告がいう「元号の意味についての国民の共通の理解」とは以下のものであって、これこそが「令和」という元号を定めた本件政令の違憲を根拠づけるものであること

- 1 原告らとしては、被告が「元号の意味」について、その内容をなすものとしての「国民の共通の理解」という、これまで聞いたことがない概念をせっかく持ち出してくれているので、元号について国民が有している「共通の理解」の「内容」とは何であるかを、被告の釈明に先立って原告らはここで明らかにしておくことにする。被告がそれを違うと言うのであれば、そのどこがどう違うのかを含めて明らかにされたい。
- 2 原告らが認識している「国民の共通の理解」とは、下記のとおりのものである。
 - ① 原告らは「元号の意味」について、国民は天皇在位の時間（今回は平成）を生き、その天皇が変わった瞬間、新たな天皇に付け変えられたおくりな（諡・贈り名＝人の死後にその徳をたたえて贈る称号）を元号とする天皇在位の時間（今回は令和）を生きていくことだと認識している。
 - ② 著名な元号の研究者たちもまた、元号の意味について原告らの認識と同様、下記のように論述している。

イ 天皇は崩御するまで在位し続けることとなり、加えて、その在位期間と「元号」は一致することとなり、それゆえに、「元号」は、天皇個人の可死的肉体を起点として測られ、語られることとなった。

（歴史社会学専門家、元号研究者、東京大学大学総合教育研究センター特任助教授・鈴木洋仁著『「元号」と戦後日本』2017年9月発行）

ロ 天皇による時間の支配を意味し、天皇による国土と人民の支配・統治を象徴する元号が維持されたことは現代に至るまで大きな意味を持ち続けた（近世史家・藤田覚一同上）

ハ 元号（年号）制度は、中国の前漢、武帝の時代にはじまる。東アジア諸国はそれを模倣し、導入したが、現在ではその制度が残るのは日本のみとなっている。年号は、中国の皇帝の時間の支配と密接に結びついており、同時に、その年号を用いている地域は皇帝の支配に服しているということとなるので、空間の支配ともかかわっていた。

（元号研究者、京都産業大学法学部准教授・久禮旦雄（『天皇の日本史』
2019年2月発行）

- 3 そうすると、被告が準備書面（2）で言う「元号の意味について国民に共通の理解」とは、上記①及び②のイ、ロ、ハと同じものであることになる。そうすると元号の本質は、被告が準備書面（1）、同（2）で言っている「元号とは、年の表示方法の一つとしての暦年の称号である」とは根本的に異なることになるのであって、この被告の主張が全く虚偽であり、元号は単なる「暦年の称号」に過ぎないなどと言っている被告の「見解」はその根本から崩壊すると言わなければならない。

第4 被告がいうとおり「改元の手続規定」に過ぎず、使用方法について何らの規定も存在しない元号法を根拠にして「国民は、元号、西暦を自由に使い分けることができる」として元号の使用を国民に要求している本件政令制定の違憲・無効

- 1 被告は、準備書面（2）で「本件政令や元号法は、改元の手続きを定めるものにすぎない」（4頁）と言っている。確かに元号法は、

1 元号は、政令で定める。

2 元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。

とあるだけで、被告が言うとおりにまさに手続法に過ぎないものである。ところが被告は、その手続法に過ぎない元号法をもって、国民に対して「国民は、元号、西暦を自由に使い分けることができる」と言っているのであるが、どのように考

えても「元号は、政令で定める。」「元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。」としか定められていない元号法から、「国民は、元号、西暦を自由に使い分けることができる」という元号の使用方法を導き出すことは到底不可能である。上記の観点からみると、被告が言っていることは支離滅裂であつて、これをもって「本件政令の制定に処分性はない」ことの根拠とすることは不可能である。

第5 改元の手続規定を定めたに過ぎない元号法を根拠にして政令で元号を制定し、その制定された元号の使用を、国等の公的機関及び国民に規範化することの違憲性

1 元号法には、元号についての定義規定及び使用規定がなく、被告も言っているとおり、単なる「改元の手続規定」が定められているに過ぎないものである。そうであるならば、国がその元号法を根拠として政令で「令和」という元号を制定することはできても、その元号の使用について規範化したりすることはできないはずである。

2 被告は、準備書面（2）で、

「そもそも、被告が『本件政令の制定に処分性がない』と主張する主な理由は、被告準備書面（1）第2の1（2）で述べたとおり、本件政令の制定（行為）が、一般的な規範の定立にすぎないものであり、国民の法律上の地位に対して直接具体的な影響を及ぼすものではないし、これが同時に、特定の者の具体的な権利義務ないし法律上の利益に直接的な影響を及ぼすものでもないことにあり、このことは、本件政令の規定はもとより、元号法の規定からも明らかである。」（2～3頁）

と言っている。ここで被告が言っていることもまた支離滅裂である。なぜなら、被告が本件政令の制定に処分性がないことの根拠として言っている「本件政令の制定が、一般的な規範の定立にすぎない」の「規範」とは、

「人に一定のことを『すべし』もしくは『すべからず』と命ずる規準。その目的は、特定の状況において人に当為を指定して一定の価値を実現するためである…」（日本大百科全書）

というものだからである。そうであるからこそ、本件政令で元号を「令和」と定める行為は、国及び国民に対して「令和」を用いることを「当為」、すなわち「なすべきこと」として要求していることにほかならない。

- 3 これについて被告は、被告の主張を根拠付けるものとして「乙第5号証〔昭和54年3月16日衆議院本会議会議録〕」（準備書面（2）4頁）を提出しているが、そこには被告の主張とは裏腹に、当時の国務大臣三原朝雄が元号の法制化について下記のように答弁しているのである。

「この法案には、元号の使用を義務づける規定はございません。国権の最高機関であります国会が、法律という形で元号を公式の年の表示方法とするものでありまして、国等の公的機関が元号を使用することを予定しておくものと考えております。したがって、国等の公的な機関は、外交文書等特別な場合を除きましては、元号を使用することが当然であろうと考えておりますのでございます。

また、この法律案は、一般国民に元号の使用を義務づけるものではございません。したがって、今後とも元号と西暦の使い分けは自由であります。しかし、公の機関におきましては、今後とも現在のように原則として元号によって年を表示することになるので、一般国民が公の機関に提出をいたされます申請書でございませうとか手続書類等につきましては、公の機関における統一的事務処理のために、元号の使用について協力を願いたいと考えておるところでございます。」（395頁）

国務大臣の上記の答弁は「この法案には、元号の使用を義務づける規定はございません。」と言いながら、「国等の公的機関が元号を使用することを予定しておく」「国等の公的な機関は…元号を使用することが当然であろう」と言っている

るのであるから、同国務大臣が言っていることは、元号の使用を「国等の公的な機関」に義務付けたものであるとすることができる。さらにまた一般国民に対しても「元号の使用について協力を願いたい」と言っていることは、「協力」という言葉を使ってはいるが、その趣旨は国民に対して元号の使用をつよく要請して限りなく強制に近いものとなっている。これを見ても被告の主張が誤ったものであることは明らかである。

- 4 また被告は「国民は、元号の使用について強制されるものではなく、元号、西暦を自由に使い分けることができる」と繰り返し主張しているが、

「国等の公的機関が元号を使用することを予定しておく」

「国等の公的な機関は…元号を使用することが当然であろう」

として、あらゆる公文書をはじめとして、国等の公的機関において元号を使用することが、上記のように実質上義務付けられているということは、とりもなおさず全国民が国等の公的機関で使用される元号を受け入れなければならないことを意味しているのであって、これはまさに国民に対する元号の間接的な強制以外の何ものでもないのである。

- 5 被告は、原告らが指摘した「公文書の年表記に関する規則」は箕面市が定めたものに過ぎないと言っているが、国務大臣が言っている「国等の公的機関が元号を使用することを予定しておく」「国等の公的な機関は…元号を使用することが当然であろう」の答弁を見れば、「国等の公的機関」である箕面市の規則が国からの強力な要請に従ったものであることは明らかであるから、これについて被告が言っていることは反論になってはいないのである。

第6 元号と西暦との間には互換性がないにもかかわらず、その両者の間には「互換性がある」と言って、国が、国等の公的な機関及び国民に元号を使用させていることの問題性

- 1 原告らは、元号と西暦との間には互換性がないことについて、「原告ら準備書

面（２）」で下記のとおり指摘している。

「明治維新政府は明治５年、神武天皇即位の時点を目年とする『皇紀紀元』というものを創設し、それは西暦紀元の元年より６６０年を遡った時点を目本の紀元（和暦）とした。したがって、西暦紀元と互換性をもつのはこの皇紀紀元（和暦）以外にありようがないのである。明治維新政府が、それまで存在していなかった日本の紀元を創設したのは、元号には歴史上の時間を認識できる時点が存在しないため、西暦で動いている世界と交流できないと考えたからである。ところが７４年間にわたって使用されてきたこの皇紀紀元と元号は、昭和２１年１月３日、日本国憲法の公布にともない廃止されたのであるが、昭和５４年の元号法制定の際、復活したのは一世一元の元号だけであった。このとき、日本で用いられる歴史上の時間の起点として、西暦を選ぶのか、それとも和暦を選ぶのかを定めなければならなかったのであるが、それを怠ったため、日本は紀元なしの国家となってしまったのである。以上のとおり、元号と紀元とは根本的にその範疇を異にするものであるにもかかわらず、被告は両者の根本的な違いを認識することなく『元号、西暦を自由に使い分けることができる』と言っていることは、原告ら国民を愚弄するものと言わなければならない。

人々が元号と西暦を自由に使い分けた場合、互いに元号を西暦に、西暦を元号へと常に転換することを余儀なくされるのである。西暦使用者のＡと元号使用者のＢが出会ったとき何が起こるのであろうか。ＡはＢが使用する元号を西暦に転換し、そのときＢはＡが使用する西暦を元号へとその都度転換しながら相手の言うことを認識しなければならないことになる。このように常に西暦と元号との転換を余儀なくされるということは、西暦を使用するＡにとっても、不断に元号の使用を強制されていることと同じである。」（２～３頁）

２ ところがこれに対する被告の反論は、なんとたった２行にも満たない「元号は

年の表示方法の一つとしての暦年の称号であり、元号と西暦との間に互換性がある」というものであった。被告が言っていることを分解すると、

イ「元号は年の表示方法の一つとしての暦年の称号である」

ロ「元号と西暦との間に互換性がある」

の2つに尽きるが、イがどうしてロの根拠になるというのか。被告が元号と西暦との間に互換性があると言うのであれば、対話において元号が使用された場合、聞き手はその場で瞬時に使用された元号を頭の中で西暦に換算できなければならないことになるが、その換算は絶対的に不可能である。なぜならそれは、元号と西暦はその範疇を異にするものだからであって、元号と西暦との間にはまったく互換性がないことは明らかであるが、被告はこの重大な問題について理解すらできていないのである。

- 3 それでは被告が言っている「元号は年の表示方法の一つとしての暦年の称号であり、元号と西暦との間に互換性がある」という元号の定義のどこが間違っているのだろうか。それは被告が、元号を天皇という存在と無関係なものとしてしまっているからであり、いったん両者の関係を切断してしまうと、被告の言っていることは無惨な破綻した論理になるほかないのである。被告が真実を隠蔽することなく本当のことを言うのであれば、それは次のように言わなければならなかったのである。

元号は、天皇が即位した日を元年として始まるひとりの天皇の在位期間だけで使用される暦年の称号であって、天皇が変われば前天皇のもとで使われてきた暦年の称号は、別の称号（元号）へと変わっていくのである。

被告は、原告らがいう元号についての上記の定義を、率直に認めざるを得ないはずである。にもかかわらず被告がそれを認めず「元号と西暦との間に互換性がある」と言い張っていることは、まことに情けなく国民にとって悲惨の極みであって、これを救済できるものは公正な裁判所において他にないのである。

第7 国が、西暦との間には互換性がない元号を制定し、その使用を国民に強制することによって原告ら国民が有している「連続している時間」を切断することは、憲法13条が基本的人権として保障する「個人の尊厳」（人格権）を侵害するものであること

1 元号の制定は、なぜ原告ら国民の基本的人権としての「人格権」を侵害することになるのか。これについて原告らは「原告ら準備書面（1）」で下記のとおり詳述している。

1 元号の制定は、原告ら国民が個々に有している「連続している時間」を切断しこれを破壊するものである。なぜなら原告ら国民は、西暦を時間の尺度とする「世界史の時間」に自分の個人史の時間を重ねて生きているのであるが、元号の制定は、国民を「天皇在位の時間」の中に閉じ込めることによって、世界史と繋がっている「時間の連続性」の意識を切断してしまうことになる。

2 元号法による元号の制定は、憲法13条に違反するものである。天皇が交代するごとに国が元号を変えるということは、原告ら国民からすれば、それまで連続していた時間の意識を突然断ち切られるということであり、この「連続している時間の意識」を断ち切られた原告ら国民は、新しい元号のもとで、新しい天皇の「御世・御代」（天皇の治世。その在位期間）の時間を、天皇とともに生きていかなければならないことになり、それは憲法13条が基本的人権として保障している原告ら国民の尊厳、すなわち人格権を侵害するものである。

3 明治、大正、昭和、平成、そして令和へと変化する元号の中で、日本国民は、元号の年度を覚えていても、それが今から何年前のことだったのか分からないという状態に陥ってしまっている。元号ごとに連続していた時間が切断されることは、原告ら国民が世界史と繋がることも、歴史意識や歴史認識を持つことも困難ならしめるものである。世界の中で日本だけで

行われているこの元号制という特異な時間の尺度、すなわち「天皇即位ごとの時間の尺度」の中を生きることを余儀なくされている日本人の精神状態は、まさに「現実との生きた接触感」を喪失した状態と言っても過言ではないのである。時間を意識できるのは人間だけである。個々人を個々人たらしめるものは、その個々人が有している時間の意識である。

- 4 その時間の意識とは「連続している時間の意識」のことであって、すべての人々は一人一人が「連続している時間の意識」の中で「私は私である」という「自己同一性」（アイデンティティ）の意識を保持することができるのである。したがって「私」の中にある時間の意識は「私」という自己存在の根源をなしているものであって、何人といえどもこれを奪うことはできないのである。そしてそれを尊重することこそが憲法13条がいう「個人の尊厳」（人格権）を尊重するということである。

しかしながら被告が、原告らの上記の主張に何ら応答することなくこれを無視して済まそうとしていることは、国としてあるまじきことである。

第8 国が、元号の使用を国民に対して強制している事実について

- 1 被告は、「本件政令の制定によって、元号が令和に改められても、国民は、元号の使用について強制されるものではなく、元号、西暦を自由に使い分けることができるものである。」と言っているが、その実態が何ら強制と変わるものでないことは、本準備書面の第5の3項で引用した「昭和54年3月16日衆議院本会議会議録」（乙5）における当時の国務大臣三原朝雄の元号法制定にあたっての答弁を見ても明らかである。なぜなら同国務大臣はその答弁で「一般国民に元号の使用を義務づけているわけではございません。」と言っておきながら、それに続けて、

「しかし、国の機関において今後とも現在のように原則として元号によって年を表示することになりますので、一般国民の公の機関に提出する申請書

でございまするとか届出書でございまするとかいうものにつきましては、公の機関における統一的な事務処理のため、元号の使用について協力をしていただきたいと考えております。」（乙5-397頁）

と言っているのであって、「元号の使用について協力をしていただきたい」という言葉をもって国民に元号の使用を強制しているからである。その何よりの証拠が、すべての国民は出生から死亡に至る戸籍上の各種の届出において、西暦を書いて届出をしたとしても、それは受理はされるが、戸籍上の記載はすべて元号で記載されてしまうのである。

- 2 これをみても、国が元号の使用を国民に強制しているものであることは明らかである。それはようするに、すべての日本国民は意識するしないに関わらず、各天皇ごとの天皇在位の時間を意味する元号のなかで、つねに天皇の御世（御代）を生きていることになるのであって、その国民の存在はまさにかつての臣民であり、日本はかつての天皇制国家となんら変わっていないことになる。このように見ると、元号法及び本件元号の制定は、憲法13条の「人格権」を侵害するだけでなく、国民主権を根本原理とする日本国憲法の精神に真っ向から反したものであると言わなければならない。

以上